

平成24年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会会議録

- 1 開催日時
平成24年6月29日（金）
開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
内山 哲治、柴田 幸正、辻 佳世子、松原 道雄 4名
- 4 欠席委員
長谷川 元洋
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
行政課長 河村 晋、行政課長補佐 田中 健一、行政課副主幹 森下 佳美
- 7 議題等
(1) 会長及び会長の職務代理の選出について
(2) 情報公開事務等の手引の改訂について
- 8 会議の要旨

行政課長	<p>本日は、委員各位におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前に、前回の審査会以後に、会長職であった山口正久委員並びに会長職務代理者の江坂正光委員が退任され、新たに長谷川元洋委員並びに柴田幸正委員に、前任者の残任期間であります平成25年3月31日まで委員をお願いすることになりましたので御紹介します。</p> <p>では、柴田委員から御挨拶をお願いします。</p> <p>（委員挨拶）</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日、長谷川委員は所用のため欠席されていますので、次回に御挨拶いただくこととします。</p>
------	--

行政課長	<p>それでは、本日が初対面の方もお見えになると思いますので、皆さまも簡単に自己紹介をお願いします。</p> <p>(他の委員挨拶)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>また、人事異動により、私、行政課長の河村、課長補佐の田中、森下副主幹の3人で事務局を務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局 (補佐、副主幹)	<p>よろしくをお願いします。</p>
行政課長	<p>(審査会について説明)</p> <p>それでは議事に入ります。議長については、尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会条例第7条第1項により、会長にお願いするところですが、新しい会長職が決まるまでの間、議事の進行をさせていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、次第2、『会長及び会長の職務代理の選出について』でございます。</p>
事務局(田中補佐)	<p>『会長及び会長の職務代理の選出について』を、御説明申し上げます。</p> <p>冒頭に課長より説明がありましたように、平成23年10月31日付けで、会長であった山口正之委員が退任され、また平成24年3月31日付けで会長の職務代理であった江坂正光委員が任されました。このため、尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第1項に基づき、委員の皆様のうちから互選により会長を、また、同条第3項に基づき、指定により会長の職務代理を選出させていただくものでございます。</p>

事務局(田中補佐)	以上でございます。
行政課長	<p>ただいま説明しましたとおり、会長及び会長の職務代理について選出したいと思います。</p> <p>会長ですが、どなたかいかがでしょうか。</p>
松原委員	<p>経験年数は私も同じですが、この職務は諮問内容を精査し審議する必要がありますので、経験豊富で、以前会長の職務代理を務めていただいた内山委員が、適任だと思います。</p>
行政課長	<p>内山委員との推薦がありましたが、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、御異議なしということですので、会長を内山委員にお願いしたいと思います。</p> <p>では、内山委員は、会長席へ移動願います。</p> <p>(内山委員が会長席へ移動、就任挨拶)</p>
会長	<p>御推挙いただきましたので、これより会長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは引き続き、会長の職務代理ですが、尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに職務を代理する委員を、あらかじめ指定することとなっています。法律関係に明るく、審査会委員としての経験をお持ちの、辻佳世子委員を指名させていただきたいと思います。委員の皆様、御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がないようです。</p> <p>それでは辻委員、よろしくお願ひします。</p>

辻 委員	よろしくお願ひします。
会長	続きまして、次第3、『情報公開事務等の手引の改訂について』、事務局より説明してください。
事務局（田中補佐）	<p>はい。『情報公開事務等の手引の改訂について』を、説明いたします。</p> <p>これまで情報公開事務・個人情報保護事務の手引きにつきましては、委員及び職員配布用に平成15年7月に作成しております。</p> <p>その後、尾張旭市情報公開条例及び尾張旭市個人情報保護条例並びにこれらの規則の一部改正を行っており、またその内容に合わせてそれぞれの事務取扱要領も見直しを図る必要がございました。</p> <p>これらのことから、情報公開・個人情報保護等の取扱いについて、職員の理解をより一層深めることを目的として、この度手引を改訂したものでございます。</p> <p>それでは、手引の内容については、担当の森下より説明をさせていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
事務局（森下）	<p>手引を御覧いただきながら説明いたします。</p> <p>見出しのタグを御覧ください。情報公開と個人情報の他に、審査会、事例集、関係通知がございます。</p> <p>まず、情報公開事務から制度の概要を説明します。</p> <p>（以下、簡単に説明）</p> <p>○情報公開制度の概要</p> <p>情報公開と情報提供</p> <p>P 2 基本原則（第1条）に従って運用</p> <p>P 3 対象公文書（第2条第2項）</p> <p>公開請求者（第5条）</p>

事務局（森下）

情報公開手続（第6条）

非公開情報（第7条、第8条）

（3ページの非公開まで、簡単に説明）

P 1 2 不服申立てについて説明

どんな場合に出されるか。

P 1 3、1 4 審査会の役割

P 1 6 事務の流れ（図参照）

それでは、条例の解説及び運用の中の見直した部分、本市の取扱い事例を説明します。

3 4 ページを御覧ください。実施機関への情報公開請求があった場合は、原則公開です。ただし、第7条では、非公開情報について規定しており、公開・非公開の判断基準となるため、これまでの審査会答申や情報公開の事例等をふまえて記述を増やしました。

1号では、個人に関する情報（例：P 3 5 ペットの情報、P 3 6(4) 特定周辺者基準、P 4 0 5(4)公務員について）

2号では、法人等に関する情報（例：P 4 2 法人等の印影）

3号では、公共の安全等に関する情報

4号では、審議、検討等に関する情報

5号では、事務事業に関する情報

6号では、法令秘情報（P 5 2 公判前の訴訟書類、P 5 3 身体障がい者相談員が業務を行うにあたり知り得た相手に関する秘密、教育委員が職務上知り得た秘密ほか）

について、規定しています。

また、7 6 ページを御覧ください。

第18条の「手数料」ですが、以前の手引きでは、「費用負担」とし、公文書の公開手数料は、無料とする規定をしていましたが、

事務局（森下） 条例の一部改正をしていたため、手数料の具体的な計算方法等の記述を追加しました。

85ページを御覧ください。第24条の「出資法人等及び指定管理者の情報公開」ですが、条例の一部改正により、公の施設の管理の範囲において保有する情報の公開等に関する記述を追加しました。

事例集の部分を御覧ください。

（事例集の見方について、例をあげて、簡単に説明）

次に個人情報保護事務の手引を御覧ください。

情報公開と同様に、個人情報保護制度の概要を説明します。

個人情報の1ページを御覧ください。

○制度の概要

P 2 個人情報の取扱い原則

P 3 開示請求

開示・不開示の決定（第15条）

（3ページまで、簡単に説明）

P 1 2 不服申立て

どんな場合に出されるか。

P 1 3、1 4 審査会の役割

P 1 5 事務の流れ（図参照）

それでは、条例の解説の中の見直した部分、本市の取扱い事例を説明します。

35ページを御覧ください。

第9条は、「利用及び提供の制限」を規定していますが、第1項の法令等に基づく場合に関する記述を36ページに追加しました。

46ページを御覧ください。第13条は、「開示請求権」に関する

事務局（森下）

る規定をしています。47ページの解説5の死者の個人情報でも遺族等請求者自身の個人情報であると考えられる場合について、記述を追加しました。

91ページを御覧ください。第44条の「出資法人等及び指定管理者の個人情報の保護」に関する規定をしていますが、条例の一部改正により、指定管理者の個人情報の保護に関する記述を追加しました。

続きまして、審査会事務の手引を御覧ください。

目次のローマ数字4として、当市での過去の審査会の答申を追加しました。今後の請求に対する公開・非公開等の決定の際、参考となるよう、盛り込んだものです。

次に、関係通知ですが、平成17年度以降、総務部長等から職員へ向けて出された、情報公開・個人情報保護制度に関する通知を集めて掲載したものです。取扱いについて、変更を知らせるものや、注意喚起を促すものなどがあります。こちらも今後必要に応じて追加していく予定です。

主な改正点は以上でございます。

今回の手引の改正に伴う職員への周知ですが、各課ごとに、皆様にお配りした手引と同じ物を1部配布しました。職員に対しては、職員向けの庁内ネットワークにも掲示をし、誰もがパソコンで見ることができるようにしました。

また、6月1日には、若手職員を対象にした情報公開・個人情報保護事務に関する研修会を開催し、好評を得ることができましたので、合わせて御報告します。

以上で説明を終わらせていただきます。

会長	ただ今の説明につきまして、御質問等がありますでしょうか。
松原委員	質問ではないのですが、今回の手引の改正で、事例集を作っていたことや、審査会の答申を入れていただいたことは、職員の理解が図られるものはもとより、私たち委員にとっても大変参考になります。これまでの審査会での調査審議内容が盛り込まれているので、過去の振り返りも楽になりますね。
会長	<p>松原委員から、御感想をいただきました。他の委員は、何かありますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p> <p>御意見等は、ないようです。</p> <p>それでは、これをもちまして、平成24年度第1回尾張旭市情報公開・個人情報保護審査会を閉会します。</p>
行政課長	（お礼の挨拶）